

## 検討会の趣旨について

### 【背景】

リチウムイオン電池の電解液は、石油製品等と同様の危険性を有する危険物（引火性液体）であることから、大量のリチウムイオン電池を貯蔵又は取り扱う施設については、消防法令の規定により危険物施設として一定の安全対策を講ずることとされているが、平成 23 年 3 月 6 日に行われた行政刷新会議による規制仕分けにおいて、安全性の確保を大原則としつつ、リチウムイオン電池の火災危険性を再検証することが求められた（別紙参照）。

また、規制仕分けの評価結果を踏まえた対処方針が「規制・制度改革に係る追加方針」（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定）に以下のとおりとりまとめられるとともに、今般、電力需給対策としてもリチウムイオン電池は有効であると考えられていることから、早期の検証が求められている。

|            |                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規制・制度改革事項  | リチウムイオン電池の取扱規制の見直し                                                                                                                                                    |
| 規制・制度改革の概要 | <p>リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。</p> <p>＜平成 23 年度検討開始、平成 24 年度結論・結論を得次第措置＞</p> |

### 【目的】

このような状況を踏まえ、本検討会において次の事項について検討を行う。

- （１）リチウムイオン電池の火災危険性について再検証を行う。
- （２）リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方について検討を行う。
- （３）その他、必要な事項について検討を行う。

## 「規制仕分け」の結論について

### 1 「規制仕分け」の概要

日 時：平成 23 年 3 月 6 日（日）10 時 30 分～12 時 15 分

場 所：五反田 T O C ビル 13 階

テーマ：リチウムイオン電池の取扱規制

参加者：（評価者）

蓮舫内閣府特命担当大臣（行政刷新）、園田内閣府大臣政務官、近藤衆議院議員、梅村参議院議員、安念評価者、伊永評価者、梶川評価者、佐藤評価者、高橋評価者、松村評価者

（参考人）

依田誠（（株）GSユアサコーポレーション社長）

鶴田俊（秋田県立大学システム科学技術学部教授）

【評価結果】※ 評価を行ったのは 8 名の評価者

- ・ 規制・制度改革に関する分科会「中間とりまとめ」のとおり見直すべき・・・1 名
- ・ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 名

#### 評価結果：

リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。

#### 留意点：

- ①安全性の確保は大原則である。（電解液の危険性について留意する。）
- ②合理的な範囲でどのような規制が望ましいかを検証する必要がある。
- ③事業者との対話が必要である。また、関係省庁との連携を密に深める必要がある。